

## 随意契約等見直し計画

平成 22 年 4 月  
独立行政法人物質・材料研究機構

### 1. 随意契約等の見直し計画

#### (1) 随意契約の見直し

平成 20 年度において、締結した随意契約等について点検・見直しを行い、以下のとおり、新たな随意契約等の見直し計画を策定する。

今後、本計画に基づき、真にやむを得ないものを除き、速やかに一般競争入札等に移行することとした。

	平成20年度実績		見直し後	
	件数	金額(千円)	件数	金額(千円)
競争性のある契約	(86.8%) 761	(88.3%) 8,454,535	(90.3%) 792	(94.1%) 9,007,819
競争入札	(84.4%) 740	(83.6%) 8,005,129	(89.1%) 781	(93.4%) 8,943,972
企画競争、公募等	(2.4%) 21	(4.7%) 449,405	(1.3%) 11	(0.7%) 63,846
競争性のない随意契約	(13.2%) 116	(11.7%) 1,119,543	(9.7%) 85	(5.9%) 566,258
合 計	(100%) 877	(100%) 9,574,077	(100%) 877	(100%) 9,574,077

(注 1) 見直し後の随意契約は、真にやむを得ないもの。

(注 2) 金額は、それぞれ四捨五入しているため合計が一致しない場合がある。

(注 3) 見直し後の競争性のない随意契約 (85 件) に電気、ガス、水道及び電話の光熱水料 (1 支払毎に 1 件として計上し、合計 68 件 495,976 千円) を含んでいる。

(注 4) 平成 20 年度限りのもの (12 件、96,682 千円) を含む。

(2) 一者応札・一者応募の見直し

平成20年度において、競争性のある契約のうち一者応札・一者応募となった契約について点検・見直しを行い、以下のとおり、契約の条件、契約手続き等を見直す必要があるものが見受けられた。

今後の調達については、競争性のない随意契約の削減に加え、これらの結果に留意、改善しつつ、契約手続きを進めることにより、一層の競争性の確保に努める。

(平成20年度実績)

実績	件数	金額(千円)
競争性のある契約	761	8,454,535
うち一者応札・一者応募	(71%) 540	(47.2%) 3,991,447

(注) 上段 ( ) は競争性のある契約に対する割合を示す。

(一者応札・一者応募案件の見直し状況)

見直し方法等	件数	金額(千円)
契約方式を変更せず、条件等を見直しを実施(注1)	(15.9%) 86	(44.3%) 1,768,824
仕様書の変更	42	1,579,059
参加条件の変更	0	
公告期間の見直し	0	
その他	86	1,768,824
契約方式の見直し	0	0
その他の見直し	0	0
点検の結果、指摘事項がなかったもの	(84.1%) 454	(55.7%) 2,222,623

(注1) 内訳については、重複して見直しの可能性があるため一致しない場合がある。

(注2) 金額は、それぞれ四捨五入しているため合計が一致しない場合がある。

(注3) 上段 ( ) は平成20年度の一者応札・一者応募となった案件に対する割合を示す。

(注4) 「平成20年度限りのもの」(376件、2,562,878千円)を含む。

## 2. 随意契約等見直し計画の達成へ向けた具体的取り組み

### (1) 契約監視委員会等による定期的な契約の点検の実施

契約監視委員会等により、競争性のない随意契約、一者応札・一者応募になった案件を中心に点検を実施。

### (2) 随意契約等の見直し

#### ① 総合評価落札方式の拡大

情報システム、公共工事の設計業務等に加え、研究開発、調査研究、広報業務等について、総合評価落札方式による一般競争入札の拡大を図る。

#### ② 複数年度契約の拡大

従来より施設等の維持管理業務等役務契約及び賃貸借契約等について複数年契約の導入を図っているが、再度見直し及び検討を行い、業務効率化及び経費削減に寄与するため、積極的な拡大を図る。

### (3) 一者応札・一者応募の見直し

#### ① 入札手続きの効率化・簡易化

一般競争入札の拡大に伴う新規参入業者の拡大及び業務量の低減を図るため、電子入札システムの導入を図る。また、公告の方法等について検討を行う。

#### ② 仕様書の内容の見直し

ア 契約の目的を達成する上で必要不可欠な場合を除き、特定の製品名等を仕様書等に記載しないなど中立的な内容とする。  
イ 一定金額以上の案件については、さらに審査の充実を図り、競争を阻害しない仕様作成を行う。

#### ③ 入札参加要件の緩和

政府調達案件を除くすべての案件について、応札に必要な競争参加資格の等級制限を撤廃。

#### ④ 適正な期間の確保

ア すべての調達案件について、公告日から受領期限まで20日以上を今後も継続して確保する。  
イ 競争を阻害しないよう適正な履行期限（特に試作又はシステム開発等の開発要素が高いもの）の確保に努める。

(注) 個別の契約の状況については、各様式に記載。